

令和6年2月吉日

お客様各位

川之江信用金庫

店舗エリア制導入のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、川之江信用金庫は、令和6年3月1日より店舗エリア制（母子店舗）として営業させていただきますので、お知らせいたします。

なお、各エリアのサテライト店につきましては、フルバンク店舗から預金特化型店舗に変更させて頂き、融資業務および渉外業務は各エリアの母店でお取り扱いさせていただきます。ご迷惑をおかけしないよう万全を尽くしてまいります。何卒、ご理解と変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

変更日	エリア	【母店】	【サテライト店】
令和6年3月1日（金）	川之江北エリア	本店営業部	東支店
	川之江南エリア	南支店	上分支店
	三島エリア	西支店	三島支店

【サテライト店⇒母店での取扱いとなる業務】

1. 融資業務	事業者向けの融資および住宅ローン、カードローン等の各種ローンのお申込みやご利用中の融資・各種ローンに関するご相談は母店で承ります。
2. 渉外業務	母店よりエリア担当者が訪問いたします。

※ご利用中の融資・各種ローンにつきまして変更手続きの必要はありません。

【サテライト店（預金特化型店舗）での継続業務】

1. 預金業務	新規口座開設ほか、窓口での預金の入出金、定期預金の書替は従来通り変更ございません。お取引口座番号の変更もありません。通帳やキャッシュカードはそのままご利用いただけます。
2. 為替業務	窓口やATMでの振込、送金受付等は従来どおり変更ございません。
3. サービス業務	キャッシュカード、納税、公共料金支払、各種自動振替サービス、年金自動受取サービス、貸金庫、預かり資產業務は従来どおりご利用いただけます。

【本件に関するお問い合わせ先】

本 店：0896-58-1301 南支店：0896-58-1303
上分支店：0896-58-3040 東支店：0896-58-1305
三島支店：0896-24-1300 西支店：0896-28-1300

平日9：00～17：00（土日祝日、12月31日～1月3日を除く）

